

国際通貨基金（IMF）の変遷と改革

中島 洋子

(1) はじめに

サブプライムローン問題に端を発する金融危機は、2007年央より問題が表面化し、世界的な金融危機に発展したが、ついには一国家の破綻が危ぶまれる状況にまで陥った。人口わずか30万人余のアイスランドは、2000年の金融自由化以後、外部金融に依存する体質となり、金融危機の直前には、アイスランド金融機関はその3分の2の資金を海外から調達するようになっていたと言われる。このため、金融危機が世界的に波及するに及びアイスランドの金融機関は膨大な対外債務を抱えるようになり、国家破綻の危機に瀕した。2006年末時点でアイスランドの大手三行の資産規模は1500億ドルと、同国のGDPの3倍に達していたが、2008年10月にはこの大手三行が国有化され政府管理下に置かれるという事態となった。

アイスランド政府は、欧米の友好国から支援を得られなかったため、60億ドルの支援を求めてロシア政府と協議に入り、一方でハーデ首相は「IMFへの支援要請は選択肢の一つではあるが、必要になるとは考えていない。」と述べている。結局、ロシア支援は実現に至らず、アイスランドの要請を受けて10月24日、IMFは21億ドルの融資を行うことで暫定合意に達した。但し、融資実行に当たって必要なIMFの理事会の承認が数回に亘って先送りされ、最終的に理事会の承認を得られたのは11月19日であった。

国家破綻の危機に直面したアイスランドが、国際通貨システムの安定の維持と危機予防を理念として掲げるIMFに支援を求める前に、ロシアに支援を求めた背景は何だろうか。ちょうど同じ頃、対外債務不履行（デフォルト）に陥る恐れの高まったパキスタンもまた、IMFに正式支援要請をしたのは、中国とサウジアラビアに支援を求めた後であった。

2008年11月14日、先進国と新興国の20カ国・地域（G20）の参加を得て開催された金融危機対策のための緊急首脳会合（金融サミット）では、IMF、世界銀行で新興国の発言権を高めるなど包括的改革を求める声明が発表された。世界経済安定のための経済・

金融対策、監視・規制の強化に加え、IMFの改革が議題となりクローズアップされた。麻生首相は、一連の金融危機で「IMFはまったく機能しなかった」と述べ、最大1000億ドルの資金拠出を表明した。また、新興国は米欧主導のIMF体制に苛立ちを見せ、投票権の拡大を主張し米国も投票権拡大への支持を表明するに至った。

IMFに対する改廃論争はアジア通貨危機以後高まったが、一貫して指摘される内容としては、コンディショナリティと呼ばれる融資条件の負荷の大きさ、融資制度自体が迅速さと柔軟性に欠けること、融資財源の欠如や、欧米偏重主義と低所得国の過小評価、などが挙げられる。これを受けてIMF側も改革を進めており、本稿ではこれらの問題点を中心に、IMFの変遷を辿りつつ、その現状と課題を探ってみたいと思う。

(2) コンディショナリティ

①コンディショナリティとは

IMF改革が議論される中で、コンディショナリティに対する批判は非常に多い。ひとこと言えば、コンディショナリティとはIMFが融資を行う際に当該国に課す政策条件を指す。融資に当たってIMFは借入国政府と協議をし、当該政府は融資条件として一定の経済・金融政策をコミットするが、これがコンディショナリティである。これはLetter of Intentと呼ばれる趣意書という形で明文化され、IMF融資のプログラムの条件となる。

コンディショナリティは融資実行の条件であると同時に、プログラムの経過を見るためのモニタリング手段でもある。IMFは、借入国が抱える国際収支上の困難を速やかに解決し、借入金効率的に使われていることをモニターする手段であるとしている。また、モニタリングの一環として理事会はプログラムの進捗状況を確認するプログラムレビューの機会も設けており、必要であれば軌道修正する体制となっている。

借入国が踏まなければならない段取りをもう少し具体的に見ていくと、まずIMF理事会で融資が承認される前に、Prior Actions (PA) と呼ばれる対策を講じておく必要がある。為替相場の一定レンジ内への調整、物価統制の排除、政府予算の承認などがその例である。

次のハードルはPerformance Criteria (PC) と呼ばれる評価基準で、融資実行のためにはこの基準をクリアしなければならない。IMFの融資は一括ではなく分割して実行されるが、原則として、実行の都度このPCの充足が確認され、充足していない場合には予定された額の融資は受けられないことになる。しかもPCには2種類あり、

Quantitative PC（量的評価基準）とStructural PC（構造的評価基準）に分かれるが、前者の例としてはマネーサプライ、外貨準備、財政収支、対外借入などの基準が挙げられ、後者には金融セクターの規制改革、社会福祉制度の改革、エネルギー部門などの特定業種の再編など、プログラムの成功のために必要不可欠と判断された構造改革などが含まれる。さらに、Quantitative PCにするには重要度が低い、プログラムの成功のために必要と認められれば、指標の数値目標（indicative target）を設定したり、Structural PCよりもプライオリティは低い、プログラムの成功には不可欠と思われる内容に関してStructural benchmark（構造的ベンチマーク）を設けたり、国によってはインフレーション参照条項を設定する場合もある。従って、コンディショナリティの内容は煩雑になりがちである。

②コンディショナリティの問題と変遷

コンディショナリティは、1950年代から課されているが、当初はマクロ経済的政策が主であった。しかし、1980年代半ば以降、低所得国や計画経済から市場経済への移行を果たそうとする国々への融資プログラムが増加するに連れ、その条件は法律、政治、経済構造、制度改革にまで及ぶ広範で複雑なものとなって行った。夥しい数の条件の中には、重要度の低いものや、また当該国の現状に見合わない条件もあり、とりわけ貿易の自由化や民営化を推進する条件にはミスリーディングなものもあったことをIMF自身も認めている。特に民営化に関するコンディショナリティなどはイデオロギーに基づいたものであるとして批判を浴びた。経済学者ジョセフ・E・スティグリッツが2002年に出版した著書の中でIMFを痛烈に非難したのに対し、当時IMFの経済担当兼調査局長であったケネス・ロゴフが公開書簡という形で反論したことは日本でも話題となった。

IMFへの批判が次第に高まるなかで、2001年にはIMFの実績を客観的に評価するため、IMFから独立した機関として独立評価機関（IEO、Independent Evaluation Office）が設立された。その報告によれば、1995年から2004年の間にIMF支援プログラムにおいて課されたコンディショナリティは1プログラム当たり年間に平均17にも上る。さらに、実際に条件が期限内に間に合って充足されたものはその半数しかなく、条件の充足が対象分野での実際の改革に必ずしも結びついていないこともあり、全てのコンディショナリティの実効性が高いとはいえないことが判明した。具体的には、公共支出や税制などIMFの本分とも言える公的部門に関するコンディショナリティの実効性は相対的に高かったが、姉妹機関である世界銀行の業務範囲にまで踏み込んだ民営化や民間部門の改革に関するコンディショナリティの実効性は低かったことが報告されている。

IMFはコンディショナリティーを抜本的に見直し、2002年9月にはコンディショナリティーのガイドライン（“Guidelines on conditionality”）を策定した。これに基づいてコンディショナリティーはプログラムの目的を達成するために必要不可欠なものに留め、極力その数を削減する方針を打ち出した。またコンディショナリティーの内容も、公的支出の管理や金融部門にとどめ、世界銀行の領域に入る分野については触れないようになった。

このガイドライン導入によってコンディショナリティーはIMFが特化している分野の業務に集中するようになり、世界銀行の分野への侵食が減ったという成果はあったものの、実はコンディショナリティーの数自体に変化は見られなかった。これは、借入国のために資金供与をしている所謂ドナーと呼ばれる国や、EU参加のプロセスの一環としてのモニタリングの手段としてIMFのコンディショナリティーを引続き利用したいという要請があったという背景もあるのだが、一方で必ずしも必須とは言えないコンディショナリティーも引き続き含まれていた。

一連の調査・分析を行ったIEOの最終的な提案は、とにかくコンディショナリティーを1件につき年間4～5件に絞ること、重要度の低いStructural benchmarkは排除すること、世銀の専門分野に踏み込まずIMFの分野に限定すること、コンディショナリティーとプログラムの目標や改革との実効性を判定できるようなモニタリング体制を構築すること、提示されたコンディショナリティーが目的達成のためになぜ必要なかをドキュメンテーション上、一層明確にすること等であった。

かかるIEOの提案を受け、2008年5月、IMF理事会にてコンディショナリティーに関する協議が行われ、その結果、2002年に採択したコンディショナリティーガイドラインをさらに強化し、コンディショナリティーの必要性の根拠をさらに明確にすること、プログラムの目的とコンディショナリティーの関連性を明示し、プログラムのドキュメンテーションを充実させることが確認された。

(3) 融資制度

IMFの役割上、加盟国のニーズに合致した融資体制が整っているかは極めて重要である。

国際通貨基金協定（Articles of Agreement of the International Monetary Fund）第1条によれば、IMFによる融資の目的は「適当な保障の下に基金の一般資金を一時的に加盟国に利用させ、このようにして国内的又は国際的な繁栄を破壊するような措置に訴えることなしに国際収支の失調を是正する機会を提供することにより、加盟国に安心感を

与えること」とされる。

歴史的な変遷を辿ってみると、IMF設立直後、1971年に米ドルの金兌換の停止、1973年の固定相場から変動相場制への移行と、時代が進むに連れて、国際収支が悪化した国への緊急融資など為替安定のためIMFが果たした役割は大きかった。先進諸国にとって、国際収支不均衡是正のためにIMFから短期的な融資を受けることは、他国への安心感につながり他の融資の呼び水となったと見ることもできるかも知れない。

しかし、1980年代半ばに大きな転換期を迎えることになり、先進諸国は資本市場から直接資金調達が可能となってIMFの融資の需要が減少した。その後1997、98年のアジア通貨危機の際にも加盟各国は危機の救済のために融資を必要としたが、財政や金融の引き締めを条件としたことで返って経済の混乱を増幅した、という批判があった。さらには、低所得および中所得国の資金需要増、1990年代の中欧、東欧各国の中央計画経済から市場経済への移行、2002年2003年の新興国を襲った金融危機、そして今般の世界的金融危機というように時代の変遷に伴ってIMFへ融資を要請する背景は変化してきたが、IMFの供与する融資体制が時代のニーズに即したのか、常に問われてきた。以下、現在の融資体制を見て行くこととする。

①通常ファシリティ（Regular facility）

短期的な国際収支上の問題に対処するための融資制度として、スタンドバイ取極（Stand by Arrangement、“SBA”）がある。1952年に創設され、IMFの融資制度の中で最も利用額が多く、現時点（2009年1月29日現在）で、14件、111億SDR（注）（約167億ドル）の残高がある。融資期間は12～24ヶ月の短期、返済は2.5年～4年が標準とされる。

SBAと同じ目的ながら、より長期の融資を必要とする国のために1974年に拡大信用供与ファシリティ（Extended Fund Facility、“EFF”）が導入された。これは融資期間3年、返済期間は4.5年～7年と長めとなっている。現時点（同）での利用はアルバニア1件のみで、残高は700万SDR（約1,058万ドル）となっている。

IMFの中核的な融資制度であるこの二つは、あわせて通常ファシリティ（Regular facility）と呼ばれる。原則としてIMF加盟国は年間にクォータ（拠出割当額）（4）にて詳述）の100%まで、累積で300%までを借入れることができるが、状況に応じて例外も認められる。

また最近の動きとしては、2008年10月に短期流動性ファシリティ（Short-Term Liquidity Facility “STF”）が導入された。次項にて述べる外生ショック・ファシリティ

(ESF) が低所得国向けであるのに対して、これは健全なマクロ経済政策を推し進めている新興国が、一時的な流動性危機に直面した場合に、短期の大規模融資を迅速に供給しようというものである。融資上限額は加盟国のクォータの500%で期間は3ヶ月だが、1年間で3回に分けて分割実行することもできる。借入国政府がマクロ経済政策の継続をコミットする必要があるものの、原則として所謂コンディショナリティは不要とされている。既にアイスランド、ハンガリー、ウクライナの3国への供与が決定しており、正しく今回のグローバルな金融危機への対処として従来の融資制度より柔軟かつ迅速に流動性を供給しようとしたものとして、IMFが時代の要請に応えようとする姿勢が窺われる。

(注) SDR (Special Drawing Rights) とは、IMF加盟国が利用することのできる特別引出権のことであり、1969年に国際流動性の不足に対応するために金・ドル等の準備資産を補完する目的で創出され、加盟国の決済に使われる。またIMFの会計単位および計算単位となっている。SDRの価値は、主要4通貨(ユーロ、日本円、英国ポンド、米ドル) のバスケット方式で日々決定され、2009年1月29日現在、1米ドル=0.661712 SDRである。

② 貧困削減・成長ファシリティ Poverty Reduction and Growth Facility (PRGF)

通常ファシリティの対象国は中所得国であるが、本ファシリティは低所得国向けのファシリティである。世銀の定義によれば、中所得国とは年間一人当たり所得が850ドルから1万ドル程度であり、本ファシリティの対象国は一人当たり所得が850ドル以下の国ということになる。

もともと低所得国に対してもSBAやEFF等の通常ファシリティによる信用供与がなされていたが、構造調整に期間を要したり、金利負担に耐えられないような低所得国のために1986年に構造調整ファシリティ (Structural Adjustment Facility)、さらに翌年には拡大構造調整ファシリティ (Enhanced Structural Adjustment Facility) が創設され、さらにIMFと世銀が協同して貧困削減の取組みを強化する方針を打ち出したことを受けて、1999年に作られた貧困削減・成長ファシリティ (PRGF) にとって代わられた。

PRGFは、IMFと世銀が共同でイニシアチブをとり、借入国政府および関係者と協議の上、「貧困削減ペーパー (Poverty Reduction Strategy Paper、"PRSP") を作成し、これに基づいて融資を行う。PRSPは、経済成長の促進のためのマクロ経済的、構造的、社会的政策を定めたもので、これを遂行することによって貧困削減を目指すものである。

本融資は、譲許融資と言われるもので、借入金利は0.5%と、IMF融資制度の中では

最も低利である（他の融資は一般に市場金利を適用する）。しかし一方で、IMFの資金調達は、中央銀行、各国政府、国際機関等から市場金利にて行われるため、その金利差は加盟国の拠出金から構成される準備資産ではなく、それとは別の融資余力のある加盟国やIMFからの資金提供によって賄われる。また返済期間は、5.5～10年と長期に設計されている。現時点での残高は12億SDR（約18億ドル）程度と、スタンドバイ取極（SBA）の10分の1程度に過ぎないが、件数即ち借入国数で見ると25国に及び、利用件数は最も多い融資制度である。

さらに、2005年には、外生ショック・ファシリティ（Exogenous Shocks Facility、“ESF”）が創設された。本ファシリティも譲許融資であるが、原油を始めとする一次産品価格の急騰や、自然災害などの急激な外生ショックを受けた低所得国を支援することを目的としている。2008年9月に改定が加えられ、クォータの75%については従来どおりレビューを経て分割実行されるが、これとは別に、クォータの25%までは分割ではなく一括で緊急融資を受けることができるようになった。またコンディショナリティは大幅に削減され、特にクォータ25%の部分については、緊急性を重視し、外生的ショックに対処する政策を示せば良いとされる。2008年9月にはマラウイに対して7.7百万ドル、12月にはキルギス共和国に1億ドルのESFを供与した。主要産業がタバコ輸出であるマラウイは、燃料と肥料の高騰に苦しみ、キルギス共和国は商品市況の高騰、電力の不足、隣国カザフスタンの金融危機、地震など一連の問題を抱えており、ESFはこうした問題に対処する時宜を得た有効な手段として評価されよう。

③ 特別融資制度

既述のファシリティ以外に、補完的準備ファシリティ Supplemental Reserve Facility（SRF）や、補償的融資ファシリティ Compensatory Financing Facility（CFF）と言った特別融資制度がある。SRFは、アジア通貨危機の発生した1997年に導入されたもので、突如市場の信認を失墜するような危機に直面している国に対し、信用回復のための短期の大規模融資を供与する制度である。返済期間は1～1.5年で、金利は市場金利に3～5%程度の上乗せ金利を支払う必要がある。CFFは、商品市況の悪化などにより輸出所得が低下したり輸入コストが急激に増加した国を支援するものである。

この他にも災害や軍事紛争によって国際収支が悪化した国に対する緊急支援 Emergency assistanceがある。

(4) IMFの財源とクォータ

①クォータ

IMFが行う融資は、加盟各国が経済規模に応じて割当てられるクォータ (quota、割当額) と呼ばれる出資金が主な原資となっている。加盟国は拠出金の4分の1を米ドル、日本円、英ポンドまたはSDRのいずれかで支払い、IMFは融資状況に応じて残り4分の3を求めることができ、その場合は自国通貨で支払うことが可能である。

IMFの融資制度のうち、通常ファシリティなど、ほとんどの融資はクォータを主な原資とする準備資産から供与される。但しPRGFやESFは、例外的に加盟国やIMFがクォータとは別に拠出する資金によって賄われる。

IMFにおいてクォータの持つ意味は非常に重要で、単に加盟国の拠出額を示すだけでなく、議決権の大きさを左右する。具体的には、加盟国はそれぞれ250ずつの基礎票を与えられており、これにクォータ10万SDRにつき1票を加算することで議決権が決まる。米国が37万票と最大の議決権を有し、全体の16.8%のシェアを占めている。従って、米国が最大の発言権と事実上の拒否権を持っている。また加盟国の借入可能額は原則としてクォータの300% (累積額) とされるので、借入額もクォータを基準として決まることになる。

クォータの見直しは5年毎に行われるが、過去に大幅な変更はなく、経済の実態に見合わなくなってきたとの批判があり、また低所得国の発言権強化の要望もあって、2006年の年次総会でクォータの抜本的見直しが承認された。加盟国全体に影響する問題であることから向こう2年の歳月をかけて以下の改革が実行されることとなった。

- (i) 最も過小評価されている中国、韓国、メキシコ、トルコのクォータの増額
- (ii) 加盟国の適性なクォータを算出するために、より簡単で透明性の高い算定方式の採用と、それに基づいた加盟国のクォータの見直し。
- (iii) IMF発足当初から不変の加盟国の基本票を3倍に増加。これにより低所得国の発言と参加を促進する。
- (iv) アフリカ加盟国からの2名の理事選出。

このうち (ii) の算定方式については、従来は5つの計算式を用いて出された結果をさらに調整するという複雑なものであったため、計算式を一本にして簡素化し、透明性を高めた。算式は以下ようになる。

$$CQS = (0.5Y + 0.3O + 0.15V + 0.05R) k$$

CQS：クォータシェア Calculated Quota Share

Y：国内総生産（GDP）。但し、60%は市場為替レートで、40%は過去3年の購買力平価に基づいて算出する。

O：5年間の経常収支の平均

V：資本収支の変動率（13年間の標準偏差を用いて算出）

R：過去一年間の外貨準備高

k：圧縮係数（0.95）

この式からわかるようにクォータの算定に当たって使われる変数は、GDP、開放性、変動性、準備金の4つで、それぞれ50%、30%、15%、5%でウェイト付けしている。またGDPに購買力平価を反映させたのは、発展途上国の以前からの要望を受け入れたもので、これにより発展途上国のGDPは市場為替レートで算出した場合より増値し、ウェイトが高くなる。

一連の改革の結果として、54カ国のクォータが増加し、基礎票の増加も含めて見ると135カ国で議決権が増加した。最も議決権が増加したのは、ブラジル、中国、インド、韓国、メキシコである。一方で、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルグおよび米国の各先進加盟国は、低所得国の参加と投票権拡大との本改革の趣旨に照らして、増額となるクォータの一部を見送ることに合意している。但し、この改革案が発効するためには、国際通貨基金協定の改定が必要となるため加盟国の承認が必要である上、各加盟国内での立法手続きにも時間を要することが考えられるため、実現までには今しばらくの時間を要するだろう。

②借入取極（Borrowing arrangements）

IMFの借入の手段として、一般借入取極（General Arrangements to Borrow、“GAB”）と新規借入取極（New Arrangements to Borrow、“NAB”）の二つの制度があり、資金余力のある加盟国および諸機関から借り入れることができる。2007年の見直しを経て、現在は340億SDR（約514億ドル）の資金調達が可能である。

③金保有

IMFは10億オンス（3,217トン）の金を保有しており、2008年8月現在の市場価値で862億ドル相当と、世界第三位の金の保有者となっている。IMF設立当初の固定相場制の時代には金が一つの尺度となっていたが、1971年に米ドルの金兌換が停止され、1973年には変動相場制に移行した背景から、1978年に国際通貨基金協定を改正し、現在は、その利用は極めて限定的となっている。IMFが金を売却したり、または金で加盟国からの支払を受領するには、議決権の85%の承認が必要で、それ以外の金取引は一切禁止されている。

IMFの信用供与額は、借入国の事情によって大きく変動するが、アジア通貨危機やアルゼンチンなどの金融不安が去った後の2004年以降の貸出は大幅な減少傾向にあった。しかし、最近の世界的な金融危機によって貸出のニーズは急増し、IMFの財源が追いつかないことから、2010年までにIMFの財政赤字は4億ドルに達するとの見方も出ている。IMF理事会は、収入を増加させるための施策の一つとして金を一部売却することに合意している。IMFが保有する金の8分の1に相当する約403トン売却することによって、1オンス850ドル換算で110億ドルの資金を得ることになる。しかし、そもそも、そのためには国際通貨基金協定を改定し、金を拠出している当該国が国内での立法手続きを踏む必要があること、また金市場に悪影響が及ぶことのないよう、数年に亘って段階的に売却する必要があること、などを考え合わせると、即時的な効果は期待薄と言わざるを得ない。

一方で、IMFは投資対象の拡大方針も打ち出しており、政府債のみならず事業債や株式までポートフォリオに含めることを検討しているとされる。しかし、各国政府ではなく特定の企業とIMFとの間に利害関係が生じることを考えれば、極めて慎重に取り組みざるを得ないし、国際通貨基金協定の改定も必要となることから、手続き上かなりの時間を要することになる。IMFはこのほかに経費削減のため、380人の職員削減を含め人権費削減も行う予定である。

(5) ハンガリーへの融資に見られるIMFの改革

ハンガリーは、他の東欧諸国同様、海外資本による発展を見せ、過去数年は安定成長を続けてきた。しかし、世界的な金融危機の影響により2008年央よりハンガリーの通貨であるフォリントは対ドル、対ユーロで売り込まれるようになり、およそ3ヶ月で対ユーロで2割下落したため、フォリントの暴落を食い止めるべく、2008年10月22日、ハン

ガリー中央銀行は政策金利を8.5%から11.5%へと、3%ポイントという大幅な引き上げを断行した。

これと並行して、2008年10月13日、ドミニク・ストラスカーンIMF専務理事は、ハンガリー政府やEU諸国と支援に向けて協議中であること、同22日には融資の用意があること、さらに11月6日には緊急融資が承認されたことを発表した。

具体的には、期間17ヶ月間の105億SDR（159億ドル）のスタンド・バイ取極（SBA）が承認された。うち42億SDR（63億ドル）は直ちに実行、残枠は四半期毎のレビューの結果を見つづ5回に分けて供与されることとなる。実は105億SDRの融資というのは、ハンガリーのクォータの1,015%に相当し、本来的なハンガリーの借入上限額を大幅に上回っているのだが、緊急支援プログラムの一環として例外的にIMFの準備金へのアクセスが認められた。IMFの融資目的は大きく二つあり、政府債務削減、金融システムにおける流動性の確保と資本の増強のための支援であると明言された。また、同時にEUから84億ドル、世界銀行から13億ドルを融資し、合計で約250億ドルの融資を受ける。

本件に於ける重要なポイントは、ハンガリーが外国資本に大きく依存しているため、通貨や株価が暴落するというパニックに対処するには、対外債務を破綻させないだけの十分な資金の用意があることを対外的に迅速に示すことにあった。合計250億ドルという支援の規模はハンガリーの政府対外債務の5倍に相当し、ハンガリーの金融環境がさらに悪化したとしても、対外債務不履行の危険性は先ずない、といえる水準である。

また、今回のIMFの迅速な対応と、融資条件の少なさは、IMFの変革を反映している。実は、ハンガリーは10月22日の利上げ後、2日間の休日が入り、週末を迎えたが、IMFは市場が休みの間に、ドイツ、オーストリア、イタリアのEU諸国、世界銀行への支援を求め奔走した。しかし折り悪しく各国首脳陣が北京サミット出席のため不在であった。このため欧州勢の同意をとりつけられないまま、IMFは単独で日曜の夜、ハンガリーに例外的な額の融資を行う旨を発表した。結局、翌月曜日には世銀が追随する形でIMFの融資を支援する声明を出し、かつてない迅速な対応であった。

(6) おわりに

とりわけアジア通貨危機以後、IMFは旧態依然として時代に即した機能を備えていない、と批判を浴びるようになった。今回の金融危機にあっても、IMFは本来、金融危機の火消役として最初に支援を申請する先として最もふさわしいと思われるのだが、アイスランドはまず友好国やロシアに、パキスタンは中国やサウジアラビアに支援を求めた。アイスランドがロシアに支援を求めた背景としては、欧州各国は自国の金融危機

に追われ、またアイスランドへの投資によって痛手を蒙り欧州各国との関係が悪化したこと、ロシアが資金力の誇示や政治戦略のため支援に前向きであったことなどが考えられる。しかし、最後までIMFに援助を求めないのは、IMFの支援を受けることが不名誉であり他の借入に影響を及ぼすのではないかという懸念があることや、そうでなくとも巨額の財政赤字を抱えるアイスランドやハンガリーでは政策の必要性は自明であるのに、必要以上に厳しい多数のコンディショナリティを課されることの負荷に対する懼れがあったと見られる。少なくともIMFの融資を受けることは、国際基金協定第一条の「加盟国に安心感を与える」ものであるとは受け止められていなかったようだ。

しかしIMF自身も、手を拱いて見ていたわけではない。IEOと言った独立評価機関を作り、批判に耳を傾け、分析し、多方面から再検討を加え改革を推進しようとしていることは既述の通りである。IMFの存在意義が問われる昨今であるが、アイスランドやハンガリーに適用された新制度の短期流動性ファシリティ（Short-Term Liquidity Facility “STF”）は、時宜を得たものであったし、コンディショナリティは格段に減り、対応も極めて迅速であったことは、評価されよう。

金融技術の革新によって、金融市場での取引の速度は格段に速まっており、金融危機の広がりも急激である。対応の遅れによる代償は更なるコスト増加につながるようになるため、適切な手段による即時対応が求められる。加えてIMFが融資をする場合は、各国の経済事情に見合った柔軟な措置が求められる。多数の加盟国を擁する国際機関であるだけに国際通貨基金協定の改定や加盟国の承認など、煩雑な諸手続きを踏まなければならない、調整力を必要とし、従って時間も要する。IMFが旧態依然とした姿勢から脱却して変革を遂げるためには、いかにシンプルで透明性の高い体制を構築し、機動的な対応を可能とするかが一つの課題であり、IMFは今、大きな挑戦の途上にあると言えるだろう。

<参考資料>

An Open Letter, Kenneth Rogoff, Economic Counsellor and Director of Research, July 2, 2002, International Monetary Fund

Structural Conditionality in IMF-Supported Programs, Evaluation Report, 2007, Independent Evaluation Office

IMF Executive Board Recommends to Governors Conclusion of Thirteenth General Quota Review, Press Release No. 08/02, January 4, 2008, International Monetary Fund

IMF Conditionality, A Factsheet, May 2008, International Monetary Fund

国際通貨基金（IMF）の変遷と改革

Where the IMF Gets its Money, A Factsheet, August 2008, International Monetary Fund

IMF Executive Board Approves \$12.3 Billion Stand-By Arrangement for Hungary
Press Release No. 08/275, November 6, 2008, International Monetary Fund

Hungary - Stand-By Arrangement - Interim Review Under the Emergency Financing Mechanism, Country
Report No. 09/21, January 23, 2009, International Monetary Fund

「IMF改廃論争の論点」、ローレンス・J・マッキラン、ピーター・C・モントゴメリー編著、2000年、東洋経済新報社

「世界を不幸にしたグローバリズムの正体（Globalization and Its Discontents）」 ジョゼフ・E・ステイグリッツ、2002年、徳間書店

「ステイグリッツ早稲田大学講義録 グローバリゼーション再考」、藪下史郎、荒木一法編著、2004年、光文社新書

「IMF・世界銀行と途上国の構造改革 ―経済自由化と貧困削減を中心に―」、坂本浩一、2008年、大学教育出版

（本学非常勤講師）